

第3節 内川浄化事業

内川について

内川は、和歌川、市堀川、大門川、真田堀川、有本川を総称した呼び名です。



環境整備のあゆみ（１）

- 昭和初期までの内川は、清流でした。春先には潮干狩り、夏から秋にかけて水泳や水遊び、冬は河口の入江でノリ養殖が盛んに行われるほど生活に密着したきれいな川でした。
- 水運に便利な和歌川沿川には、大正初期から製材・皮革工場が立地し、化学、染色、機械、繊維などの工場が増え、工業都市化が進みました。
- 工場排水並びに家庭下水等の増加のため和歌川の水質が著しく悪化しました。
- 昭和24年には、和歌川下流の養殖ノリが枯死して大問題となりました。
- 昭和25年にはノリ養殖場への汚水の流下を防ぐため、木箱に石炭を詰めた仮堰が設置されました。
- 堰の上流では、水質の悪化とヘドロの堆積が進みました。
- 和歌川（海草橋） S45年BOD 平均値 391.0mg/lに達し、悪臭のただよう「死の川」の様相を呈しました。

昭和40年代の和歌川



現在の仮堰



環境整備のあゆみ(2)

- S 3 9 宇治取水場から真田堀川に浄化用水導入
- S 4 4 和歌川に水質保全法の地域指定
- S 4 4 ~ ヘドロ浚渫（仮堰～新町橋）
- S 4 5 水質汚濁防止法公布
- S 4 6 塩屋污水处理場供用開始
- S 5 2 和歌川ポンプ場 和歌川に浄化用水導入
- S 5 9 ~ ヘドロ浚渫（和歌川水門～市堀川水門）
- S 5 9 和歌川終末処理場 供用開始
- S 6 2 中央終末処理場 供用開始
- H 2 ~ ヘドロ浚渫（河口～和歌川ポンプ場）
- H 6 和歌山市排出水の色規制条例
- H 8 ~ ヘドロ浚渫（仮堰～市堀川分流点）
- H 1 2 有本揚排水機場から有本川に浄化用水導入

内川の状況（環境整備前）

昭和53年 市堀川の状況



昭和53年 和歌川の状況



大前川 鈴丸橋から下流
(昭和53年作成のパフレットより)



内川の状況（現在）

市堀川 堀詰橋から上流



和歌川 海草橋から下流



大門川 伊勢橋から下流



水質汚濁を解消するための 関係機関の主な事業

国土交通省

- ・浄化用水導入（紀の川からの導水）
宇治取水場 S39 8m³/s（現在4m³/s）
有本揚排水機場 H12 2m³/s（計画4m³/s）
（宇治取水場の代替え施設）

和歌山県

- ・浄化用水導入（和歌浦からの導水）
和歌川ポンプ場 S52 10m³/s
- ・へドロ浚渫（和歌川）
S44～H7： 36.8万m³
H10より 第4期（10万m³） 浚渫中
- ・和歌川緑地整備事業（和歌川環境整備）
- ・和歌川アクア・ルネッサンス事業（市堀川環境整備）

和歌山市

- ・公共下水道整備（H12年度末 普及率 20.1%）
（S17着手 S46供用開始）
- ・和歌山市排出水の色等規制条例（H6より施行）
- ・生活排水対策（啓発説明会、対策指導員の設置等）
- ・内川をきれいにする会等による河川美化活動

主な事業経緯

S24	ノリ枯死
S25	仮堰設置
S39	宇治取水場 浄化用水導入
S44	へドロ浚渫 77,000m ³ (S44～S48)
S46	塩屋汚水処理場 供用開始
S52	和歌川ポンプ場 浄化用水導入
S59	和歌川終末処理場 供用開始
S59	へドロ浚渫 166,000m ³ (S59～H元)
S62	中央終末処理場 供用開始
H2	へドロ浚渫 125,000m ³ (H2～H7)
H10	へドロ浚渫 100,000m ³ (H10～)
H12	有本揚排水機場 浄化用水導入